

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 調達番号 | 医病007 |
| (2) 調達件名 | メディケーションカセット FS 外2点の供給契約 |
| (3) 契約期間 | 令和8年6月1日 ~ 令和9年5月31日
ただし、本業務に係る診療報酬の算定方法に変更がない場合は、契約期間を令和10年5月31日まで延長できるものとする。 |
| (4) 予定数量 | メディケーションカセットFS …… 2,205 個
エクステンションチューブ …… 561 本
クレーブ …… 72 本 |
| (5) 納入場所 | 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、
国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和8年5月29日 16時00分
(郵送又は宅配便により提出する場合は提出期限までに必着のこと。)

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号: 医病007

調達件名: メディケーションカセット FS 外2点の供給契約

見 積 金 額	メディケーションカセットFS	_____	円	×	予定数量2,205個=	_____	円也
	エクステンションチューブ*	_____	円	×	予定数量561本=	_____	円也
	クレープ	_____	円	×	予定数量72本=	_____	円也
					合計	_____	円也

国立大学法人大阪大学が定めた貸借契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。

※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

物品供給契約書（案）

供給すべき物品の表示　　メディケーションカセット　外2点

契約単価　　別紙1「内訳書」のとおり

（別紙1「内訳書」の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。）

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 坂田 泰史 と供給者 との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の契約単価で、供給契約を結ぶものとする。

第1条 供給者は、発注者に対し、物品の供給をするものとする。

第2条 供給者は発注者の指示により、物品を必要とする患者の使用場所に物品を配送にて納入するものとする。なお、物品の配送に要する費用は、本契約に含むものとする。また、供給者は緊急時の対応として、夜間、土日、祝日にかかわらず常時24時間サービス体制により患者からの問合せに対応するものとする。

第3条 物品の納入期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。ただし、診療報酬の算定方法の在宅医療に該当する管理料等に変更がない場合は、契約期間を令和10年5月31日まで延長できるものとする。

第4条 納品書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付すべきものとする。

第5条 代金は、検収後、1ヶ月分を取りまとめ、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第6条 契約保証金は、免除する。

第7条 この契約の期間中、特別の事由により契約単価の変更を行う必要が生じた場合は、発注者と供給者とが協議し、変更することができるものとする。

第8条 供給者は、物品の供給を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第9条 供給者は、物品の供給を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第10条 この契約について必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。

第11条 この契約について、発注者と供給者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と供給者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者及び供給者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 坂田 泰史

供給者

内訳書

別紙1

商品名	規格	品番	数量	単位	メーカー	契約単価 (円)	うち消費税額及 び地方消費税額 (円)
メディケーションカセットFS	100ml	21-9302-24	1	個	ICUメディカル・ジャパン株式会 社		
エクステンションチューブ	21-9106-24	21-9106-24	1	本	ICUメディカル・ジャパン株式会 社		
クレーブ	IA-C3300	IA-C3300	1	本	ニプロ株式会社		

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。